

国民年金保険料に納め忘れはありませんか？ 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Tax で利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

送付スケジュールは以下の通りです。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和8年1月下旬
		郵送	令和8年2月上旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは下記へご連絡ください

（１）「控除証明書相談チャット（２４時間対応）」

日本年金機構ホームページに、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお客様からの照会に対して、チャット形式で自動的に応答するチャットボットを解説しています。

（令和7年分への更新は10月下旬予定）。ぜひご利用ください。

（２）「日本年金機構ホームページ」

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています（令和7年度分への更新は令和7年10月上旬予定）。

日本年金機構

検索

（３）「年金加入者ダイヤル」

◆電話番号

（ナビダイヤル）0570-003-004

◆受付時間

- ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
- ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日・祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。